岐阜県外国人防災人材育成委託業務仕様書

１　委託業務名

岐阜県外国人防災人材育成委託業務

２　委託業務の目的

岐阜県には、およそ５万３千人の外国人県民が生活している。その中には、災害が起きた時、言葉や文化の違いから、必要な情報や支援が受けられない「災害弱者」となる可能性のある外国人もいる。一方、支えられる側だけでなく、支える側としての外国人の活動も期待されている。

このため、外国人コミュニティ等での防災啓発や、災害時に周りの外国人へのサポートを担うことができる外国人防災人材を育成することを目的に、外国人防災リーダー育成講座を行い、さらには、育成した外国人防災リーダーが防災啓発講座の講師として活躍できるスキルを身に着けるための講座等を実施する。

３　委託業務期間

契約締結の日から令和２年３月２３日までとする。

４　事業実施場所

本事業で行う講座は岐阜県内で行うものとする。

５　業務内容

（１）講座の企画及び運営

①講座の企画及び立案

・次のア～ウに記述の講座を計４回開催することとする。なお、各講座の提案内容については、それぞれの目的等を鑑みて、外国人防災にかかる具体的事例を交えるなど、外国人防災人材による防災啓発講座や相談対応のスキルアップに向けた具体的な提案を行うこと。

・外国人防災リーダー育成講座については、事業実施後の地域での人材活躍及びネットワーク化を鑑みて、実施前に「清流の国防災・減災センター」からの助言を受けて、講座内容を反映させるものとする。また、各講座の講師は、県と協議のうえ選定するものとする。

・ただし、複数の講座に同一講師を起用することは妨げない。
なお、外部講師の依頼に伴う謝金及び交通費等の経費は全て委託費の中に含まれるものとする。

ア　外国人防災リーダー育成講座（基礎編）計１回

本講座の実施にあたっては、「清流の国防災・減災センター」からの講師の起用を原則とする。

項　目	内　容
目　的	外国人防災リーダー育成の趣旨や期待される役割を理解し、災害時に自分たちが経験することを想定しながら、自分自身や家族、周りの人の命や生活を守るためにどうしたらよいのか等、周りの参加者とグループワークを行いながら、考えを深める。
対象者	日本語が分かる外国人県民又は、外国語が分かる日本人 20 名程度
日　程	契約日から令和元年１２月２３日までの１日

イ　外国人防災リーダー育成講座（チャレンジ編）計１回

項　目	内　容
目　的	基礎編で学んだことを前提に、災害時、特に外国人が陥りやすい状況を理解したうえで、その状況に対しての解決方法や、被害の軽減方法を学び、自ら活動できるようにする。
対象者	外国人防災リーダー育成講座（基礎編）を受講した者
日　程	外国人防災リーダー育成講座（基礎編）終了日から令和２年３月２３日までの１日

ウ　外国人防災リーダー育成講座（スキルアップ編）①②　計２回

項　目	内　容
目　的	災害時の外国人対応の具体的事例について、理解を深めるとともに、その内容を踏まえ、外国人への相談対応シミュレーションについても実践し、「周りの外国人に災害・防災について伝える」能力のスキルアップを図る。
対象者	外国人防災リーダー育成講座（基礎編、チャレンジ編）を受講した者、または、防災士試験に合格したもの
日　程	契約日から令和２年３月２３日までの２日

※上記講座の時間は、９：００～１７：００以内（昼食休憩１時間を除く７時間以内）とし、適宜休憩をとるものとする。

②講座の運営

・講師への依頼及び講座の実施に必要な内容の確認、会場までに移動等の調整も行うこと。

・参加者に魅力的な内容と見ていただけるような募集チラシのデータ（ワード又はパワーポイント）を作成すること。（周知は県が行うものとする）

・各講座の開催に当たっては、全体のコーディネーター１名、その他必要なスタッフを１名以上配置し、適正な運営体制を確保すること。

・講座ごとに内容に関するアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。

・講座ごとの開催結果にかかる実施報告書（申込人数、参加人数、実施状況写真、アンケート結果等をまとめたもの）を作成のうえ、県に提出すること。

・本講座の運営にかかる経費は、全て委託費の中に含まれるものとする。

③その他

・委託期間において、外国人防災人材から、地域での活動にあたり、周りの外国人への啓発方法や、使用する啓発資材等に関する相談があった場合に対応できる体制を整え、講座参加者へ周知するとともに、相談があった場合は、速やかに電話やメール等で相談対応を行うものとする。

（２）教材・資料について

講座で使用する教材や資料について、事前に原稿を県に提出するものとし、講座当日は必要部数を印刷し受講者に配布すること。なお、教材や資料の原稿は講座予定日の１週間前までに県へ提出すること。

（３）会場及び機材について

会場については、県と協議のうえ会場を決定し、会場の手配、準備、支払いをすること。また、講座終了後は撤去作業、原状回復及び清掃を行うこと。

６　業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

①実施責任者及び県や講師等との各種調整の窓口となる業務担当者を配置すること。実施責任者及び業務担当者との兼務を妨げない。

②本業務の実施体制を示す実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を県に提出すること。

③本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

７　業務の実施計画

契約締結後速やかに、業務実施計画書として業務実施スケジュール及び業務実施体制（体制図）、関係者の連絡先等を作成・提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこととする。

８　業務完了後の提出書類等

受託者は、本業務完了後、遅滞なく県に対して次の書類を提出するものとする。

① 実績報告書（非公表用。業務実施期間、実施内容、参加者名簿、その他県の指示する内容を記載）

・・・紙媒体２部、電子データ（ＣＤ－Ｒ等）１部

② 実績報告書（公表用。業務実施期間、実施内容、その他県の指示する内容を記載）

・・・紙媒体２部、電子データ（ＣＤ－Ｒ等）１部

③ 委託業務完了届　・・・紙媒体　１部

９　委託費用の支払

（１）県は、本事業終了後に、本業務にかかる経費を支払うものとする。

（２）本業務の遂行上、必要な場合には受託者は、前払金（契約額の１０分の４以内）を請求することができる。

１０　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を順守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本委託業務の一部については第三者に委託する事ができるが、この場合は再委託までとし、受託者は再委託先及び委託の範囲について、書面により県の承認を得なければならない。

（３）個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）及び別記１「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（４）守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

（５）管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が県の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

11　著作権等に関すること

別記２「著作権等取扱特記事項」によること

12　業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

13　「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

（１）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（２）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

14　その他

（１）本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

（２）県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第３　受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

２　受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

３　受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

４　受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第４　受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第５　受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第６　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第７　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

３　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

４　受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

５　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

６　受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

７　受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

８　受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
９　受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
10　受託者は、第１項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
⑴　個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
⑵　個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
⑶　個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
⑷　個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）
第８　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
２　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
３　受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
４　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
５　受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）
第９　受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）
第 10　受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）
第 11　受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。
２　受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
⑴　再委託を行う業務の内容
⑵　再委託で取り扱う個人情報
⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法
３　前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
４　受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
５　受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、

その状況等を県に報告しなければならない。
6　再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第２項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
7　前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第２項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
⑴　再々委託を行う業務の内容
⑵　再々委託で取り扱う個人情報
⑶　再々委託の期間
⑷　再々委託が必要な理由
⑸　再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
⑺　再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託先における再々委託の相手方の監督方法
8　受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第 12　受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第９に準ずるものとする。
2　受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）
第 13　県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）
第 14　受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
2　受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
3　受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）
第 15　県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
2　受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）
第 16　受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

別記2

著作権等取扱特記事項

（著作者人格権等の帰属）

第１　印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

２　印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第２　印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

２　印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

一 原稿

二 原画

三 写真

３　前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

一 受託者の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託され る場合の再委託先又はその従業員

４　第１項及び第２項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

第３　発注者は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

２　受託者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

３　発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

４　発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第２項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

（保証）

第４　受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供）

第５　受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（ＣＤ－Ｒ）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

２　前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

３　第１項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。